



2023年3月24日

各 位

会 社 名 株式会社 THE グローバル社
代 表 者 名 代表取締役社長 永嶋 秀和
(東証スタンダード・コード 3271)
問 い 合 わ せ 先 経営企画部長 岡田 一男
(TEL. 03-3345-6111)

不動産信託受益権の売買契約締結に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社グローバル・エルシードは、本日、以下の不動産を信託財産とする信託受益権（以下「本信託受益権」といいます。）について、親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社の子会社（以下「売却先」という。）との間で株式会社グローバル・エルシードを売主、売却先を買主とする売買契約（以下「本売買契約」といいます。）を締結することについて、本日、決定し実行をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 物件概要及び売却先、取引の概要

売却先との守秘義務により、物件概要及び売却先の詳細につきましては公表を控えさせていただきますが、親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社の子会社であります。本信託受益権を売却先に売却することとし、本売買契約を締結いたしました。本売買契約の締結により、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額及び直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額並びに直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上に該当することが見込まれます。

2. 支配株主との取引に関する事項

本売買契約の相手方である売却先は、当社の親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社の子会社であるため、本売買契約は支配株主との重要な取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2022年9月28日に公表しましたコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社との取引決定にあたっては、一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としております。また、重要性の高い取引については取締役会の決議を行うこととしており、常に少数株主保護の観点に留意して取引条件を決定すること」と定めております。

株式会社グローバル・エルシードを含む当社グループにおいて、売買契約については、仕入段階において重要性の高いものについては、取締役会決議により、その取組を行うか否かの判断をしているため、売却時には取締役会決議を行っておりませんが、本売買契約

については、取引の合理性と取引条件等について慎重に検討し、一般取引と同様の条件での取引であることを確認したうえで、当社の連結子会社である株式会社グローバル・エルシードにおいて社長決裁により決定していることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本売買契約を締結するに当たり、株式会社グローバル・エルシードは、近隣不動産の取引事例を参照のうえ、それらの取引事例と同等の利回りとなるよう譲渡価格を設定しており、本信託受益権の譲渡価額が独立した第三者との売買における価格と同水準と言え、また、本売買契約の契約条件が独立した第三者の取引と同様の内容であることを確認のうえ、決定をしているため、取引内容、取引条件等は適切であると判断しております。

また、本売買契約を締結することについての決定に際しては、SBIホールディングス株式会社又はその関係会社（但し、当社及びその子会社を除きます。）の役職員を兼任している者及びSBIホールディングス株式会社又はその関係会社の出身者は関与しておりません。

③ 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員であり社外取締役である明石昌氏並びに社外監査役である三枝龍次郎氏及び山上友一郎氏より、(i)本売買契約は、営業取引として本信託受益権を売却するものであり、目的に不合理な点は見受けられないこと、(ii)本信託受益権の譲渡価額は、近隣不動産の取引事例を参照のうえ、それらの取引事例と同等の利回りとなるよう譲渡価格を設定しており、本信託受益権の譲渡価額が独立した第三者との売買における価格と同水準と言える。また、本売買契約の契約条件が独立した第三者の取引と同様の内容であることから、取引条件に妥当性が認められること、(iii)本売買契約の締結に係る意思決定手続きに関し、SBIホールディングス株式会社ないしは同社関係者から、当社ないし連結子会社である株式会社グローバル・エルシードないし各取締役等に対し、不当な影響力が行使されたことをうかがわせる事情は認められず、本売買契約の締結の公正性が認められることから、本売買契約の締結が少数株主にとって不利益なものでないとの意見書を受理しております。

3. 今後の見通し

本件は、2023年6月期連結業績予想に織り込み済みであり、2023年6月期の当社の連結業績に与える影響は軽微となる見込みです。

以 上